

(参考資料2) 《中央環境審議会循環型社会計画部会関係条文》

環境基本法(平成五年法律第九十一号)

(中央環境審議会)

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第十六号)、使用済自動車のリサイクル法(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができ、前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

4 | 3  
中央環境審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

中央環境審議会令(平成五年政令第三百七十二号)

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(議事)

第七條 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会に準用する。

中央環境審議会議事運営規則（平成十三年一月十五日中央環境審議会）

（部会）

第四條 審議会に、次に掲げる十三部会を置く。

一・二 （略）

三 循環型社会計画部会

四）十三 （略）

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 （略）

（会議録）

第十條 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

別表

部会名	所掌事務
（略）	（略）
循環型社会計画部会	循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
（略）	（略）

循環型社会形成推進基本計画（平成二十年三月二十五日閣議決定）

第六章 計画の効果的実施

第1節 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見を聴きながら、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて、環境基本計画の点検との連携を図りつつ循環基本計画に基づく施策の進捗状況などの点検とともに、毎年度重点的・点検事項を設定し、中央環境審議会において集中的な審議を行い、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して報告することとされている年次報告（循環型社会白書）などに反映します。